

○伊賀市こどもの権利条例（中間案素案）

令和 年 月 日条例第 号

伊賀市こどもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 こどもの権利（第4条―第10条）

第3章 大人の責務と役割（第11条―第1516条）第4章 こどもの権利の保障に関する施策等（第1617条―第2322条）第5章 雑則（第2423条）

附則

前文

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、こども基本法（令和4年法律第77号）及び伊賀市自治基本条例（平成16年条例第293号）等に基づき、こどもは、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在として、市~~の責務~~並びに保護者、市内の育ち学ぶ施設に関わるもの及び市民などが相互に責務役割を果たすことで、こどもが安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） こども 18歳未満のすべての者その他これらの者と等しく権利を有すると認められる者で、市内に在住、在勤、在学、通所、又は市内で活躍する者をいう。
- （2） 保護者 親又は親に代わってこどもを養育する立場の者をいう。
- （3） 育ち学ぶ施設 ~~市内にある~~児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。
- （4） 市 市の行政事務を管理執行する機関をいう。

(5) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する事業者をいう。

(6) 団体 共通の目的のために構成された組織であって、市民等が構成員として加わり活動するもの~~(営利を目的とするものを除く。)~~をいう。

(基本理念)

第3条 こどもが安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進するため、基本理念は次のとおりとする。

(1) こどもを権利の主体として尊重すること。

(2) こどもの最善の利益を第一に考慮すること。

第2章 こどもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 こどもが、安心して生きるため、次に掲げる権利が尊重される~~守られなければならない~~。

(1) 生命及び健康が大切にされること。

(2) 愛情をもって大切に育てられること。

(3) 安全な環境において育てられること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 こどもが、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が尊重される~~守られなければならない~~。

(1) 自分の存在を認められ、尊重される~~する~~こと。

(2) 自分で自分のことを決めること。

(3) 自分の目標に向かって挑戦すること。

(心身ともに豊かに育つ権利)

第6条 こどもが、心身ともに豊かに育つため、次に掲げる権利が尊重される~~守られなければならない~~。

(1) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び及び休息すること。

(2) 自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術、スポーツ等の活動をすることにより、創造力を育むこと。

(自分を守り、守られる権利)

第7条 こどもが、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げる権利が尊重される~~守られなければならない~~。

(1) あらゆる差別、いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。

(2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。

(3) プライバシーが守られるとともに、自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。

(4) 困ったときに安心して気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(主体的に参加する権利)

第8条 こどもが、自分に関わることにを主体的に参加するため、次に掲げる権利が尊重される守られなければならない。

(1) 意見や考え（以下、「意見」という。）を自由に表明する機会が与えられ、その意見が聴かれ、その意見が尊重されること。

(2) 前号の意見を表明するための前提となる情報を受けることができること。

(3) 多様な社会的活動に参加すること。

(4) 第1号及び第3号に基づく意見表明及び参加（以下、「意見表明・参加」という。）を強要されず、意見表明・参加したことによる不当な不利益を受けないこと。

(必要に応じ支援を受ける権利)

第9条 こどもが、個別の必要に応じて支援を受けるため、次に掲げる権利が尊重される守られなければならない。

(1) こども及びその家族の国籍、民族、政治的意見その他の意見、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障がいの有無、被差別部落の出身であること、その他属性又は状況により分け隔てられることなく共生できること。

(2) その置かれている状況に応じ必要な支援を受けることができること。

(他者の権利の尊重)

第10条 こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければならない。

第3章 大人の責務

(市の責務)

第11条 市は、基本理念にのっとり、こどもの権利について、大人もこどもも双方が、関心と理解を深められるとともに、育ち学ぶ施設、保護者、団体、市民等、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進しなければならない。

(育ち学ぶ施設に関わるもの育つ施設の責務)

第12条 市内の育ち学ぶ施設に関わるものは、こどもの健やかな成長に重要な役割を有することを鑑み、基本理念にのっとり、こどもの権利について関心と理解を深めるとともに、市が実施するこどもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市内の育ち学ぶ施設に関わるものは、こどもの意見を適切な方法により把握するため、こどもの意見表明・参加の機会の意義、重要性等について十分に理解を深め、その機会を重んじて施設の運営を行うよう努めなければならない。
- 3 市内の育ち学ぶ施設に関わるものは、こどもが安心して安全に過ごすことができる環境を整備するよう努めなければならない。
- 4 市内の育ち学ぶ施設に関わるものは、一人ひとりのこどもの個性や多様な学びの在り方を尊重しながら、こどもの権利についてこども及び保護者等に周知を図るとともに、こどもからの相談に対応する体制を整備するよう努めなければならない。~~特に教育機関においては、こどもが集団生活及びその他の活動を通じて、権利を尊重することを学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体等が調和した生きる力を身に付けることができるよう努めなければならない。~~

(保護者の責務)

第13条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの権利について関心と理解を深めるとともに、市が実施するこどもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護し、又は養育するこどもの意見を聞き、尊重するため、こどもの意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、こどもの年齢や発達の程度に応じ、成長等の状況に応じ、意見表明・参加の機会を保障するよう努めなければならない。
- 3 保護者は、その監護し、又は養育するこどもが安心して安全に暮らすことができる生活環境の確保及びその確保・維持のための積極的なサポートに努めなければならない。

(団体の責務)

第14条 団体は、基本理念にのっとり、こどもの権利について関心と理解を深めるとともに、市が実施するこどもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 団体は、こどもの意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、こどもが関わる活動又は事業に携わるときは、こどもからその意見を聴取し、こどもの積極的な参加を促すよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第15条 市民等は、基本理念にのっとり、こどもの権利について関心と理解を深めるとともに、市が実施するこどもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、家庭、地域、職場等において、こどもの年齢や発達の程度に応じ、成長等の状況に応じて、意見表明・参加の機会を保障するよう努めなければならない。

3 事業者は、雇用する労働者の就業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

~~（保護者への支援）~~

~~第16条 市、育ち学ぶ施設、団体及び市民等は、こどもの権利の実現において役割を果たすことに困難を有する保護者を支援するよう努めなければならない。~~

第4章 こどもの権利の保障に関する施策等

（計画）

第~~16~~17条 市は、こどもの権利の保障に関する施策~~を推進するためについて、~~こども計画を策定する計画を定めるものとする。

（保護者への支援）

第17条 市、市内の育ち学ぶ施設に関わるもの、団体及び市民等は、こどもの権利の実現において役割を果たすことに困難を有する保護者を支援するよう努めなければならない。

（こどもの居場所づくり）

第18条 こどもが、ありのままの自分であること、休息すること、自由に遊び若しくは活動すること、又は安心して人と関わるができる多様な居場所を持つことが大切であることを踏まえ、市は、安全で安心な居場所の確保及び充実に努めなければならない。

2 市は、こどもの居場所づくりに取り組む市民、団体及び事業者等と連携を図り、その活動を支援するものとする。

（こどもの意見~~表明~~の聴取）

第~~19~~18条 市は、こども~~に関するの権利を保障する~~施策等を~~実施検討~~するときは、施策の対象となるこどもの意見を幅広く聴取し、その意見の反映・実現に努めなければならない。

2 前項については、こどもの年齢や発達の程度に応じ、その意思を汲み取り、かつ必要に応じ意見を代弁する等の支援を行うよう努めなければならない。

（こどもへの情報~~共有~~発信）

第~~20~~19条 市、市内の育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等は、それぞれが実施するこどもに関する施策及び取組みについて、こどもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、こどもに分かりやすい情報発信に努めるものとする。

（相談体制~~の充実~~）

第~~21~~20条 市は、こどもの権利に関し、こどもが安心して相談できるよう、こどもを対象とした相談体制を整備するとともに、~~こども及び~~保護者等、その他関係者が利用しやすい相談体制~~の整備~~

を確保し、こどもが育ち学ぶ施設、その他の関係機関と連携しながら、その他必要な措置を講ずるものとする。

(こどもまんなか応援サポーター)

第2221条 市は、こどもの権利保障を推進し、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）が目指す「こどもまんなか社会」の実現に賛同する者を、伊賀市こどもまんなか応援サポーター（以下「サポーター」という。）に認定することができる。

2 サポーター認定の詳細は、別に定めるものとする。

(広報及び啓発)

第23条 市は、この条例及びこどもに関する施策について、こども及び保護者等の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発に努めなければならない。

(計画の進行管理)

~~**第22条** 伊賀市こども未来応援会議条例（平成19年条例第60号）に基づき設置される伊賀市こども未来応援会議は、第17条で定める計画の評価及び検証を行うものとする。~~

第5章 雑則

(委任)

第2423条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。